

北海道の肉用牛をめぐる情勢

令和5年（2023年）11月

北海道農政部生産振興局畜産振興課

I 本道肉用牛の概況

1 肉用牛の農業産出額

- 本道の農業産出額は、令和3年で1兆3,108億円、うち畜産は7,652億円と58%を占めており、畜産部門では、全国（3兆4,048億円）の22%となっている。
- このうち肉用牛の産出額は、令和3年では、対前年比17.8%増の1,131億円と、本道農業全体に占める割合は8.6%、畜産全体に占める割合は14.8%となっている。
- 全国的肉用牛の産出額は、近年、和牛改良の進展や飼育管理技術の向上等により高品質な牛肉の割合が増加してきたことや、畜産クラスター等の事業により生産基盤の強化が推進されてきており、平成24年以降、増加傾向で推移してきた。令和2年以降は、和牛の生産頭数が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外食需要やインバウンド需要の減少により価格が低下したが、令和3年は回復基調で推移し、対前年比11.5%増の8,232億円となっている。

2 我が国の畜産物消費の動向

（1）畜産物の1人1年当たり供給数量

- 畜産物の供給量は、旺盛な需要に支えられ、近年、増加傾向で推移しており、令和4年度の1人1年当たりの供給数量は、牛乳乳製品で93.9kg、肉類で33.7kg、鶏卵で16.9kgとなっている。
- 肉類のうち、牛肉は、近年6kg台で推移しており、令和4年度で6.2kgと、肉類全体に占める割合は、18%となっている。

（2）食肉消費の構成割合

- 牛肉の消費構成は、最大の仕向先である業務用・外食等が牛肉全体の消費量の約5割を占め、家庭消費が約3割、加工仕向は1割となっており、肉類の中では、業務用・外食等の割合が高くなっている。

表1 本道の農業産出額の推移

(単位:億円)

年次	農業	畜産						
		乳用牛	肉用牛	豚	鶏	鶏卵	ブロイラー	
H2	11,175	4,765	3,039	451	362	313	215	77
7	11,143	4,450	3,018	486	276	256	162	94
12	10,551	4,699	3,145	538	264	300	184	98
17	10,663	5,018	3,415	646	263	315	197	104
22	9,946	5,139	3,634	559	336	313	186	123
27	11,852	6,512	4,317	972	433	399	212	159
29	12,762	7,279	4,919	1,002	459	390	217	172
30	12,593	7,347	5,026	1,016	439	357	188	167
R1	12,558	7,350	5,006	1,049	455	327	179	141
2	12,667	7,337	4,983	960	512	322	172	149
3	13,108	7,652	4,976	1,131	512	383	229	153
構成比	100.0%	58.4%	38.0%	8.6%	3.9%	2.9%	1.7%	1.2%
全国(R3)	88,384	34,048	9,222	8,232	6,360	9,364	5,470	3,740
構成比	100.0%	38.5%	10.4%	9.3%	7.2%	10.6%	6.2%	4.2%

資料: 農林水産省「生産農業所得統計」

注: 平成7年のブロイラーの産出額は非公表のため、鶏から採卵鶏を差し引いた額を掲載。

<本道の畜産の産出額の推移>

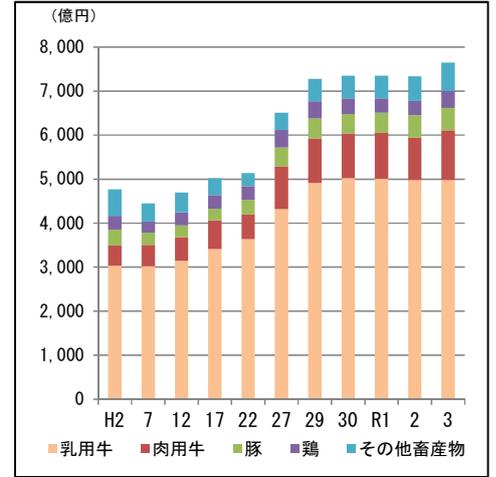


表2 畜産物の1人1年当たり供給数量の推移

(単位:kg)

区分/年度	H2	7	12	17	22	27	30	R1	2	3	4	R4割合
牛乳・乳製品	83.2	91.2	94.2	91.8	86.4	91.1	95.7	95.5	94.4	94.4	93.9	-
肉類	26.0	28.5	28.8	28.5	29.1	30.7	33.5	33.5	33.5	34.0	33.7	100.0%
牛肉	5.5	7.5	7.6	5.6	5.9	5.8	6.5	6.5	6.5	6.2	6.2	18.4%
豚肉	10.3	10.3	10.6	12.1	11.7	12.2	12.9	12.8	12.9	13.2	13.1	38.9%
鶏肉	9.4	10.1	10.2	10.5	11.3	12.6	13.8	13.9	13.9	14.4	14.2	42.1%
鶏卵	16.1	17.2	17.0	16.6	16.5	16.9	17.5	17.6	17.2	17.2	16.9	-

資料: 農林水産省「食料需給表」 (R4は概算値)

表3 食肉消費の構成割合の推移

(単位:%)

区分/年次	H2	7	12	17	22	27	29	30	R1	2	3	
牛肉	家計消費	53	47	41	40	38	35	35	34	33	37	36
	加工仕向	9	8	9	10	5	5	6	6	6	9	11
	業務用・外食等	38	45	50	50	57	60	59	60	61	54	53
豚肉	家計消費	45	45	46	46	52	55	54	56	55	60	58
	加工仕向	30	31	28	29	25	24	23	23	23	23	24
	業務用・外食等	25	24	26	25	23	21	23	21	22	17	18
鶏肉	家計消費	35	33	33	37	41	43	43	43	43	48	45
	加工仕向	8	11	9	8	7	7	10	6	8	7	7
	業務用・外食等	57	56	58	55	52	50	47	51	49	45	48
鶏卵の家計消費割合	57	53	52	51	52	52	52	52	53	57	55	

資料: 農林水産省「食肉の消費構成割合」、「鶏卵需給等関係資料」、(独)農畜産振興機構推計

注: 鶏卵については年度単位。また、直近年度の家計消費割合は概算値。

2 飼養状況

(1) 飼養戸数、頭数

- 本道の肉用牛飼養戸数は、3,000戸前後で推移していたが、平成24年以降減少傾向にあり、令和5年は2,180戸で、全国の飼養戸数（38,600）に占める割合は5.6%となっている。
- 本道の肉用牛飼養頭数は、平成13年以降増加傾向で推移し、平成20年以降50万頭を越えた。平成22年の53.8万頭をピークに平成27年まで減少が続いていたが、平成28年以降増加傾向で推移し、令和5年は56.6万頭で、全国の飼養頭数（269万頭）に占める割合は21%となっている。
本道の飼養頭数の内訳では、黒毛和種が20.3万頭と36%を占めており、全国（183万頭）に対する割合は11%、乳用種が63%の35.6万頭で全国（80.4万頭）の44%、うち交雑種は18.6万頭で、全国（57.0万頭）の32%となっている。
- 本道の1戸当たり飼養頭数は、増加傾向で推移し大規模化が進展しており、令和5年は259.8頭と全国平均（69.6頭）の3.7倍となっている。
- 都道府県別の飼養頭数では、本道は、黒毛和種では、鹿児島県、宮崎県に次いで第3位、褐毛和種では、熊本県に次いで第2位、乳用種では第1位となっており、肉用牛全体でも第1位と全国一の産地となっている。

(2) 肉専用種繁殖雌牛の品種別飼養動向

- 黒毛和種は平成3年の牛肉輸入自由化以降、着実に増加したものの、平成23年の11万4千頭をピークに、平成29年まで減少したが、平成30年以降は増加に転じた。
- 褐毛和種は平成5年をピークに漸減傾向であり、平成25年は増加したものの、平成26年以降はほぼ横ばいで推移していたが、平成31年以降は増加傾向で推移している。
- 日本短角種は近年横ばいで推移しており、平成25年は増加したものの、平成26年以降は減少傾向にあったが、平成31年以降は増加傾向で推移していたが、令和4年は再び減少している。
- アンガス種を中心とする外国種は、平成21年以降、1千頭程度の横ばいで推移していたが、28年以降は、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移している。

表4 肉用牛飼養農家戸数及び頭数

(単位：戸、千頭)

区 分/年 次	26	27	28	29	30	31	R 2	3	4	5	
北海道	飼養戸数	2,680	2,620	2,600	2,610	2,570	2,560	2,350	2,270	2,240	2,180
	(対前年増減率)	-5.0%	-2.2%	-0.8%	0.4%	-1.5%	-0.4%	-8.2%	-3.4%	-1.3%	-2.7%
	飼養頭数	509.8	505.2	512.5	516.5	524.5	512.8	524.7	536.2	553.3	566.4
	(対前年増減率)	-1.2%	-0.9%	1.4%	0.8%	1.5%	-2.2%	2.3%	2.2%	3.2%	2.4%
	黒毛和種	167.8	160.8	163.2	170.3	179.3	181.5	188.7	192.2	193.9	202.9
	乳用種	333.8	336.6	342.0	339.2	337.9	324.1	328.7	336.7	352.1	356.3
	うち交雑種	114.7	121.4	131.8	139.4	144.8	139.6	146.7	165.1	176.5	186.4
	乳用種率	65.5%	66.6%	66.7%	65.7%	64.4%	63.2%	62.6%	62.8%	63.6%	62.9%
	1戸当たり頭数(頭)	190.2	192.8	197.1	197.9	204.1	200.3	223.3	236.2	247.0	259.8
	全 国	飼養戸数	57,500	54,400	51,900	50,100	48,300	46,300	43,900	42,100	40,400
(対前年増減率)		-6.2%	-5.4%	-4.6%	-3.5%	-3.6%	-4.1%	-5.2%	-4.1%	-4.0%	-4.5%
飼養頭数		2,567	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,555	2,605	2,614	2,687
(対前年増減率)		-2.8%	-3.0%	-0.4%	0.8%	0.6%	-0.4%	2.1%	2.0%	0.3%	2.8%
黒毛和種		1,663	1,612	1,594	1,618	1,653	1,683	1,735	1,772	1,758	1,833
乳用種		851.4	827.7	837.1	834.7	813.0	768.6	763.4	775.8	802.2	804.4
うち交雑種		483.9	482.4	505.3	521.6	517.9	494.2	495.4	525.7	555.3	569.6
乳用種率		33.2%	33.3%	33.8%	33.4%	32.3%	30.7%	29.9%	29.8%	30.7%	29.9%
1戸当たり頭数(頭)		44.6	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	58.2	61.9	64.7	69.6

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

表5 我が国の肉用牛主産県の状況(令和5年、品種別)

(単位：頭)

順位	肉用牛全体		黒毛和種		褐毛和種		乳用種	
	都道府県名	飼養頭数	都道府県名	飼養頭数	都道府県名	飼養頭数	都道府県名	飼養頭数
1	北海道	566,400	鹿児島県	341,200	熊本県	17,300	北海道	356,300
2	鹿児島県	357,800	宮崎県	228,400	北海道	2,710	栃木県	40,500
3	宮崎県	260,200	北海道	202,900	高知県	2,390	千葉県	31,000
4	熊本県	139,100	熊本県	93,900	長崎県	370	愛知県	29,300
5	長崎県	91,700	沖縄県	79,500	宮城県	280	熊本県	27,300

資料：農林水産省「畜産統計」(令和4年2月1日現在)

注：順位は、飼養頭数の多い順。

表6 肉専用種の品種別繁殖雌牛飼養頭数の推移(北海道)

(単位：頭)

区分/年次	H25	26	27	28	29	30	31	R 2	3	4
黒毛和種	92,711	93,640	92,234	89,133	87,472	89,415	91,546	95,531	99,046	100,310
褐毛和種	1,560	1,391	1,386	1,365	1,544	1,342	1,530	1,580	1,742	1,394
日本短角種	928	919	801	792	766	672	693	787	839	720
外国種	1,052	877	1,060	655	716	537	746	635	703	779

資料：北海道「畜産振興課調べ」(各年2月1日現在)

Ⅱ 牛肉の需給状況

1 枝肉の生産量

- 本道の枝肉生産量は、近年増加傾向にあり、令和4年では前年対比で1.3%増の9.6万トンとなっており、全国を生産量に占める割合は20%で全国一。
- 乳用種比率は、令和4年で91.8%（全国51.0%）と、ほぼ横ばいで推移している。

2 牛肉の需給動向

(1) 消費動向

- 全国の牛肉消費量（推定出回り量）は、近年減少傾向で推移していたが、平成28年以降肉ブームの高まりを背景に増加しており、平成30年度は前年度比2.9%増の93.1万トンと、米国BSE発生による影響を大きく受ける前の14年度と同水準まで回復した。
- 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンド需要や外食需要が大きく減少しており、4年度は、引き続き同感染症の影響等により、前年比0.7%減の88.1万トンとなっている。

(2) 生産動向

- 生産量は、平成23年3月の東日本大震災・原発事故の影響等による肉専用種の減少を受け、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組などにより29、30年度と2年連続で増加し、30年度は33.3万トンまで回復した。
- 令和元年度及び2年度は、繁殖雌牛の増加、乳用雄牛への受精卵移植の活用等により、肉専用種は増加した一方、乳用種は減少した。
- 令和4年度は、ホルスタイン種が減少した一方、肉専用種及び交雑種は増加し、前年度比3.5%増の34.8万トンとなった。

(3) 輸入動向

- 平成28年度以降、焼肉・ハンバーグなど外食産業等の需要が旺盛であることを背景に、毎年前年度を上回って推移し、令和元年度は、これまでの需要の伸びが一巡したことや中国でのASF（アフリカ豚熱）の影響等により、豪州から中国向けの輸出量が増加したことなどから、前年度比0.4%増と直近3か年度（平成28～30年度）の増加率から大きく鈍化した。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による海上輸送の遅れや外食需要の減少等から、前年度比5.0%減少した。
- 令和3年度は、豪州産は干ばつからの回復に伴う牛肉生産量の減少により、米国産は現地相場の上昇等により輸入量が減少し、全体で前年度比3.7%減の56.9万トンとなっている。
- 令和4年度は、現地相場の高止まりなどにより冷蔵品の輸入量が減少した一方で、冷凍品については前年同期の輸入量が減少していた反動などにより増加したが、全体では前年度比1.1%減の56.3万トンとなっている。
- 国別では、令和4年度で、米国産と豪州産がそれぞれ約4割を占めており、米国とTPP11全体を合わせると、ほぼ100%となっている。

(4) 輸出動向

- 近年は、日本産和牛の認知度向上やロイン系以外も含めた需要の増加、米国等におけるEC（電子商取引）販売などの販路拡大などにより、増加傾向で推移。
- 令和4年度は、台湾、EU等が伸びた一方で、米国における物価高及び低関税枠超過後の関税引き上げによる消費減退の影響等により、前年度比1.4%減の7,778トンとなった。

表7 牛枝肉生産量の推移

(単位：千トン、%)

区 分/年 次		H12	17	22	27	30	R1	2	3	4
北海道	牛枝肉生産量	74.4	74.1	83.4	90.4	91.5	91.9	93.4	94.9	96.2
	(対前年増減率)	-7.2	-1.5	12.5	2.4	0.2	0.5	1.6	1.6	1.3
	(全国シェア)	14.0	14.8	16.2	18.8	19.2	19.5	19.6	19.9	19.6
	うち乳用種	67.0	69.9	76.7	83.8	84.3	84.5	85.7	86.9	88.3
	(対前年増減率)	-1.5	-1.4	9.7	2.2	-0.2	0.3	1.5	1.3	1.7
乳用種率	90.1	94.3	91.9	93.0	92.0	91.9	91.8	91.5	91.8	
全 国	牛枝肉生産量	530	499	515	481	475	471	477	478	491
	(対前年増減率)	-1.9	-2.7	3.1	-4.2	1.3	-0.9	1.4	0.1	2.8
	うち乳用種	288	298	284	256	258	249	243	241	250
	(対前年増減率)	-0.6	-5.1	-4.5	-4.2	0.1	-3.4	-2.3	-0.7	3.7
	乳用種率	54.3	59.6	55.2	53.0	55.0	52.9	50.9	50.5	51.0

資料：農林水産省「畜産物流通統計」

表8 牛肉需給の推移(部分肉ベース)

(単位：千トン、[トン]、%)

区 分/年 度	H12年	17	22	27	30	R1	2	3	4
消費量 (a)	1,088	806	853	830	931	937	931	887	881
(対前年増減率)	3.1	-0.3	0.6	-2.0	2.9	0.7	-0.7	-4.7	-0.7
生産量 (b)	365	348	358	332	333	330	336	336	348
(対前年増減率)	-4.3	-2.2	-1.2	-5.4	1.0	-1.0	1.8	0.2	3.5
輸入量	738	458	512	487	620	623	591	569	563
(対前年増減率)	8.2	1.7	7.6	-5.6	8.4	0.4	-5.0	-3.7	-1.1
輸出量 [トン]	[69]	[49]	[495]	[1,583]	[3,801]	[4,139]	[5,565]	[7,889]	[7,778]
(対前年増減率)	-77.4	-50.0	-26.8	16.1	28.1	8.9	34.5	41.8	-1.4
期末在庫	109	64	86	116	116	127	117	128	150
自給率 (b/a)	33.5	43.2	42.0	40.0	35.8	35.2	36.1	37.9	39.5

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉等保管状況調査」

注：消費量は、推定出回り量

(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

表9 国別輸入量等の推移

(部分肉ベース、単位：千トン、%)

年度	合 計		内 訳		国別輸入量					
					米 国		T P P 11		うち豪州	
	数量	対前年比	数量	数量	数量	シェア	数量	シェア	数量	シェア
H12	738	108.2	362	375	359	48.6	373	50.5	338	45.8
17	458	101.7	227	230	1	0.2	454	99.1	406	88.6
22	512	107.6	214	297	99	19.3	413	80.7	352	68.8
27	487	94.4	207	280	164	33.7	322	66.1	289	59.3
30	620	108.4	279	341	255	41.1	364	58.7	310	50.0
R1	623	100.4	253	299	246	39.5	370	59.4	291	46.7
2	591	95.0	258	333	253	42.8	328	55.5	256	43.3
3	569	96.3	252	317	222	39.0	327	57.5	228	40.1
4	563	98.9	215	348	233	41.4	313	55.6	208	36.9

資料：財務省「日本貿易統計」

(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

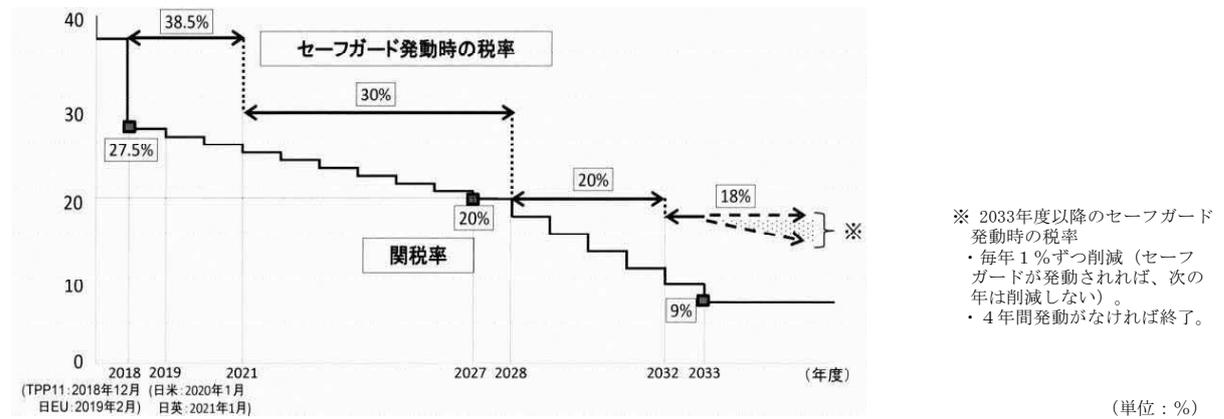
7 国境措置

(1) 協定に基づくセーフガード

- 日豪EPAは、2015年5月15日に発効し、冷凍牛肉については、38.5%の関税率を2031年度に19.5%まで、冷蔵牛肉については、38.5%の関税率を2028年度に23.5%まで段階的に削減。
豪州からの輸入量が、年度単位で設定する「輸入基準数量」（セーフガード発動数量）を超えた場合、年度末まで税率を38.5%に戻す『セーフガード』が措置されている。（現行の関税緊急措置は適用されない）
- TPP11協定は、2018年12月30日に、日EU・EPAは、2019年2月1日に発効。両協定ともに、牛肉の関税率は、発効初年度に27.5%、16年目の2033年度に9.0%まで削減。
セーフガード発動数量は、TPP11が、2022年度約64万トン、2033年度約74万トン、日EU・EPAが、2022年度約4.7万トン、2033年度約5.3万トン。
- 日米貿易協定は、2020年1月1日に発効し、米国産の関税は、発効と同時に2019年度のTPP11税率と同水準の税率（26.6%）が適用され、以後の関税削減スケジュールはTPP11と同様、2033年度に9.0%まで削減。
セーフガード発動数量は、2022年度約25万トン、以後TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度約29万トン。
セーフガード発動数量について、2022年度上半期までに米国と協議。それまでにTPP11協定が修正されていればTPP全体の発動基準に移行する方向で米国と協議。
セーフガードが発動された場合、米国と輸入基準数量について協議を行う。
- 日英EPAは、2021年1月1日発効し、発効と同時に当該年度の日EU・EPA税率と同水準の税率（26.7%）が適用され、以後の関税削減スケジュールは日EU・EPAと同様、2033年度に9.0%まで削減。
セーフガード発動数量は日EU・EPAと同数で、英国+EUの合計数量が発動数量を超過した場合、英国に対してセーフガードが発動。
- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAにおいては、それぞれの協定対象国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで（※）セーフガード税率を適用。
※2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日（年度を超えて適用）
なお、TPP11、EU加盟国及び米国には、発効前に適用されていた関税緊急措置に代わり当該セーフガードが適用。

【TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAの牛肉の合意内容】

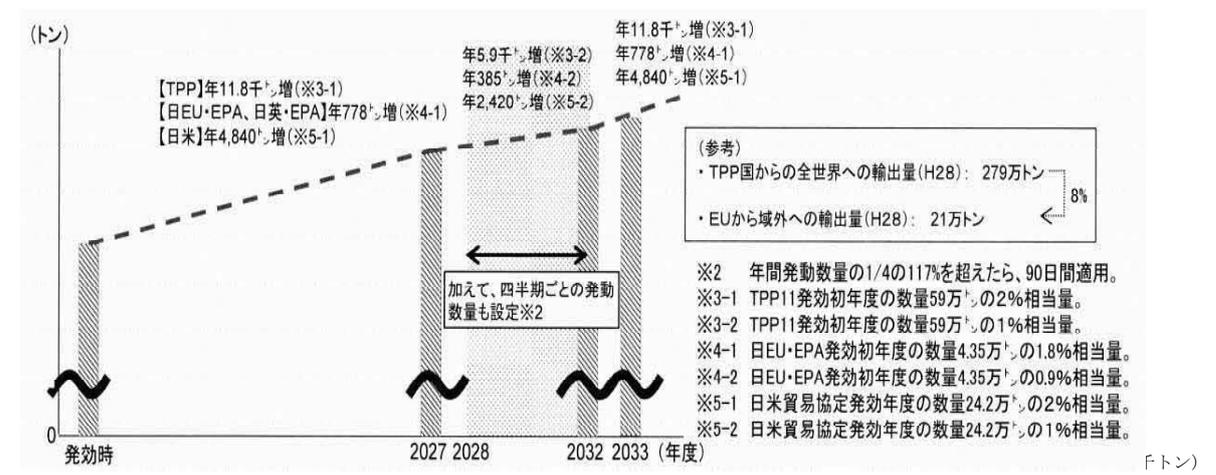
表10 関税水準とセーフガード発動時の税率



協定／年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
日豪 EPA (冷蔵)	29.3	28.8	28.2	27.6	27.0	26.4	25.8	25.3	24.7	24.1	23.5					
日豪 EPA (冷凍)	26.9	26.7	26.4	26.1	25.8	25.6	25.3	25.0	24.1	23.2	22.3	21.3	20.4	19.5		
TPP11 日米協定 (冷蔵・冷凍)	(TPP11) 27.5	26.6	25.8	25.0	24.1	23.3	22.5	21.6	20.8	20.0	18.1	16.3	14.5	12.6	10.8	9.0
日EU・EPA 日英EPA (冷蔵・冷凍)	27.5	26.7*	25.8	25.0	24.2*	23.3	22.5	21.7*	20.8	20.0	18.2*	16.3	14.5	12.7*	10.8	9.0
発動時の税率	38.5			30						20			18	17or18		

注1：2018年度（発効初年度）は、冷凍牛肉について日豪EPA税率（26.9%）がTPP各国に適用。
 注2：TPP協定及び日米貿易協定においては、0.1%未満を切り捨て、日EU・EPA及び日英EPAにおいては、0.1%未満の端数は四捨五入するため、ステージングで税率に違いが生じている。（*は、異なる税率の年度）
 注3：対象HSコードは、0201（冷蔵牛肉）、0202（冷凍牛肉）

表11 セーフガード発動数量



協定／年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
TPP11	147.5	601.8	613.6	625.4	637.2	649.0	660.8	672.6	684.4	696.2	702.1	708.0	713.9	719.8	725.7	737.5
日米		60.334	242.00	246.84	251.64	256.52	261.36	266.20	271.04	275.88	278.30	280.72	283.14	285.56	287.98	292.82
日EU 日英	7.250	44.278	45.056	45.833	46.611	47.389	48.167	48.944	49.722	50.500	50.885	51.270	51.655	52.040	52.425	53.195

注1：2018年度（発効初年度）は、TPPについては59万トンに3/12を乗じ、日EU・EPAについては43,500トンに2/12を乗じたもの。
 注2：米国の2019年度の発動数量は、242,000トンに91/365を乗じたもの。
 注3：SG発動数量のカウント対象HSコードは、0201（冷蔵牛肉）、0202（冷凍牛肉）、0206.10-020, 0206.29-020（ほほ肉及び頭肉）。

7 国境措置

(2) セーフガードの発動状況

- 日米貿易協定については、2020年度に、適用牛肉の輸入量が3月上旬までに24.8万トンと、セーフガード発動数量(24.2万トン)を超過したため、セーフガードが発動され、2021年3月18日～4月16日の間、牛の肉(生鮮・冷蔵及び冷凍)の関税は25.8%から38.5%に引き上げられた。
- 日豪EPA、TPP11、日EU・EPA、日英EPAについては、発効後、各協定適用牛肉の輸入量は、いずれも輸入基準数量を下回っており、セーフガードの発動はなし。

(3) 関税緊急措置(令和2～5年度は措置なし)

- ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、牛肉の関税率について、国際的に認められた関税水準(譲許税率:50.0%、1994年度)から38.5%(2000年度)まで段階的に引き下げることに合意。一方、その代償として、輸入急増の場合に、牛肉価格の安定と肉用牛生産農家の保護のため、輸入数量が法定の基準に達した場合、自動的に関税率を譲許税率(50.0%)に戻す『関税緊急措置』をパッケージで導入。

<緊急措置の発動の仕組み>

本措置は、冷蔵牛肉、冷凍牛肉の各々について、年度初めから各月末までの累計輸入量が、四半期ごとに設定される法定の「発動基準数量」(前年度同期の輸入量の117%又は平成14・15年度同期の平均輸入数量の117%のいずれか高い方)を超えた場合、具体的には、

- ① 全世界からの各月末までの累計輸入量が「発動基準数量」を超え、かつ、
- ② 我が国との間でEPAが発効しておらず、EPA税率の適用を受けない牛肉の

各月末までの輸入量が「発動基準数量」を超えている場合、年度末まで(第4四半期に超過した場合は翌年度の第1四半期まで)、関税率を現行の38.5%から譲許税率である50.0%に戻す仕組み。

- BSE発生の影響で冷蔵牛肉、冷凍牛肉ともに輸入が一時的に減少し、発動基準数量が下がったため、平成15年8月1日から平成16年3月31日まで、冷蔵牛肉で緊急措置が発動した。平成16年以降は米国産牛肉の輸入停止等から輸入量が減少し、発動はなかったが、平成29年度第1四半期に米国産牛肉の輸入が増加し発動基準数量を超えたため、平成29年8月1日から平成30年3月31日まで、冷凍牛肉について緊急措置が発動した。平成30年4月1日以降は、冷蔵牛肉、冷凍牛肉ともに発動していない。
- 日米貿易協定の発効により、我が国に輸入される牛肉の99%超がEPA契約国産であり、EPA契約国産の牛肉については各EPAに基づくセーフガードの対象となる。このため、本緊急措置の適用対象が実質的になくなることから、令和2～5年度は措置されていない。

<緊急措置の発動実績>

	(発動前)	(発動後)
※冷凍牛肉		
・平成7年8月1日～平成8年3月31日	48.1%	→ 50.0%
・平成8年8月1日～平成9年3月31日	46.2%	→ 50.0%
・平成29年8月1日～平成30年3月31日	38.5%	→ 50.0%
※生鮮・冷蔵牛肉		
・平成15年8月1日～平成16年3月31日	48.1%	→ 50.0%

表12 TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAのセーフガード発動状況

(単位：トン)

区分／協定	牛肉(注1)				備考	
	TPP11	日EU	日米	日英		
令和元(2019)年度 (4～3月) ※日米(1～3月)	輸入基準数量	601,800	44,278	60,334	※日米貿易協定で、2021年3月にセーフガードが発動(太枠)	
	輸入数量	369,316	4,852	56,151		
令和2(2020)年度 (4～3月) ※日英(1～3月)	輸入基準数量	613,600	45,056	242,000		11,264
	輸入数量	328,045	5,927	247,764		1,499
令和3(2021)年度 (4～3月)	輸入基準数量	625,400	45,833	246,840		45,833
	輸入数量	326,765	11,812	215,931		13,876
令和4(2022)年度 (4～3月)	輸入基準数量	637,200	46,611	①251,680 ②637,200(注4)		46,611
	輸入数量	313,137	9,325	①233,404 ②546,541		11,533
令和5(2023)年度 (4～7月)	輸入基準数量	649,000	47,389	①256,520 ②649,200		47,389
	輸入数量	116,098	1,438	①77,974 ②194,072		1,482

資料：税関

注1：輸入基準数量のカウンタ対象HSコードは、0201(冷蔵牛肉)、0202(冷凍牛肉)、0206.01-0202(ほほ肉及び頭肉)。

注2：TPP11の輸入数量には、日豪EPAの輸入数量が含まれる。

注3：日英EPAの輸入数量には、日EU・EPAの輸入数量が含まれる(2021年1月以降)。

注4：①は日米適用牛肉の輸入数量、②は日米適用牛肉とTPP11適用牛肉との合計数量。

表13 関税緊急措置及び日豪EPAのセーフガード発動状況

(単位：トン)

年度／区分	冷蔵牛肉(生鮮等牛肉)			冷凍牛肉			
	世界	EPA対象国以外	豪州産SSG	世界	EPA対象国以外	豪州産SSG	
平成30(2018)年度 (4～3月)	輸入基準数量	316,165	162,422	136,700	352,683	108,633	201,700
	輸入数量	279,047	135,486	128,342	340,706	121,473	181,173
令和元(2019)年度 (4～3月)	輸入基準数量	326,485	901	138,300	398,627	1,624	203,300
	輸入数量	278,391	1,739	124,560	343,905	722	165,707
令和2(2020)年度 (4～3月)	輸入基準数量			140,000			205,000
	輸入数量			111,173			144,454
令和3(2021)年度 (4～3月)	輸入基準数量			141,700			206,700
	輸入数量			92,460			135,307
令和4(2022)年度 (4～3月)	輸入基準数量			143,300			208,300
	輸入数量			77,594			130,130
令和5(2023)年度 (4～6月)	輸入基準数量			145,000			210,000
	輸入数量			22,788			41,449

資料：税関

注：豪州産SSGの輸入基準数量は年度単位。

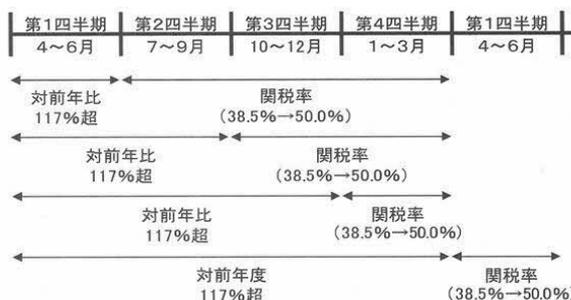
表14 牛肉の関税率

(単位：%)

年度 (西暦)	H6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12～R5 (2000～2023)
関税率	50.0	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5

資料：税関

○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにはタイムラグ(約1か月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

Ⅲ 肉用牛経営の動向

1 枝肉卸売価格

- 枝肉価格は、肉ブームの一層の高まりや生産量の減少を背景に、和牛は平成28年、交雑種は28年、乳用種は27年にそれぞれ過去最高水準まで高騰した。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要や外食需要の減退により在庫が滞留したことで、枝肉価格は大幅に低下した。しかし5月以降、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降は前年を上回る水準で推移した。
- 令和3年に入り、前年を上回る又は前年並みで推移したが、令和4年1月以降は、年末需要の反動に加え、新型コロナの感染拡大がみられる中で外食需要が低迷するとともに、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移した。
- 令和5年は、引き続き、物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどにより、前年を下回って推移している。

2 子牛価格

- 黒毛和種は、繁殖雌牛の減少等による子牛出生頭数の減少に加え、枝肉価格の上昇等により平成28年まで上昇傾向で推移してきたが、その後は落ち着きを見せ、低下傾向で推移した。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い、子牛価格も低下したが、その後、枝肉価格の上昇等により回復した。令和4年は5月に子牛価格が急落し、低下傾向が続いた後、同年11月から回復傾向に転じた。
- ホルスタイン種（雄）は、近年、国産牛肉の需要の高まり等を背景に、堅調に推移していたが、令和4年8月に急落し、第2四半期以降、保証基準価格を下回って推移した。
- 交雑種は、適度な脂肪交雑等が消費者に広く受け入れられ、近年、上昇傾向で推移した。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により一時低下し、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和3年は、取引頭数の増加等により低下傾向で推移し、令和4年も低水準で推移した。
- 令和5年に入り、配合飼料等資材価格の高騰や物価上昇等の影響を受け、各品種とも前年をやや下回る水準で推移している。

3 初生牛価格

- 黒毛和種は、平成25年から28年にかけて上昇傾向であったが、29年以降は低下傾向で推移した。
- ホルスタイン種（雄）は、平成22年度以降は、担い手の高齢化等による搾乳牛の減少に伴い、出荷頭数が減少したことから、回復基調となり、27年以降は高値で推移していたが、令和元年以降は下落傾向で推移した。
- 交雑種は、平成23年以降、枝肉価格の低下等により下落傾向で推移したものの、25年以降は回復基調となり、27年以降は高値で推移した。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による子牛価格の低下に伴い、初生牛価格も低下傾向にあったが、11月以降回復傾向にあり、3年は、黒毛和種は2月以降、交雑種は7月以降、それぞれ前年を上回る水準で推移し、乳用種はほぼ前年並みで推移した。
- 令和4年に入り、価格はほぼ右肩上がりで推移したが、肥育・育成農家の資材価格高騰への不安や大口肥育農家による購買の減少などを背景に、6月に減少に転じ、8月には大手畜産会社の倒産等の影響を受け、乳用種を中心に大幅に下落した。
- 令和5年は、配合飼料等資材価格の高騰や物価上昇の影響を受け、前年を下回って推移している。

表15 牛枝肉価格の推移(東京市場)

(単位：円/kg、税込)

区分/年次	H29	30	H31/R1	2	3	4	5	1月	2月	3月	4月	5月	
								6月	7月	8月	9月	10月	
和牛去勢	A-5	2,822	2,818	2,732	2,475	2,703	2,594	2,535	2,553	2,511	2,578	2,616	2,559
									2,564	2,517	2,421	2,493	
	A-4	2,478	2,483	2,407	2,119	2,433	2,325	2,189	2,291	2,190	2,255	2,328	2,235
交雑牛去勢	B-3	1,494	1,531	1,625	1,403	1,553	1,511	1,458	1,468	1,370	1,441	1,508	1,505
									1,452	1,481	1,432	1,454	
	B-2	1,237	1,364	1,492	1,217	1,378	1,329	1,278	1,292	1,192	1,286	1,346	1,337
乳牛去勢	B-3	1,069	1,102	1,072	987	1,039	1,103	955	-	998	1,080	-	787
									-	-	-	-	
	B-2	989	1,041	1,021	928	1,015	1,015	903	922	913	929	1,079	943
								913	906	773	746		

資料：農林水産省「食肉流通統計」 平均は加重平均

表16 肉用子牛価格の推移(北海道平均)

(単位：千円/頭、税込)

区分/年次	H29	30	H31/R1	R2	3	4	5	1月	2月	3月	4月	5月
								6月	7月	8月	9月	10月
黒毛和種(雄)	829	787	794	729	822	772	687	709	708	716	753	741
								682	698	647	603	611
黒毛和種(雌)	728	701	713	623	699	652	559	578	566	580	646	618
								550	579	506	476	469
ホル(雄)	224	249	233	243	242	183	169	133	150	150	144	178
								185	189	207	188	186
交雑種・乳(雄)	453	475	501	427	397	363	342	389	357	367	356	331
								327	338	328	318	332
交雑種・乳(雌)	363	385	410	347	323	293	279	344	291	291	284	269
								254	279	265	261	274

資料：農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況(北海道計)」

注：集計対象子牛＝(令和2年から)日齢182日以上365日以下、(令和元年まで)体重100kg以上340kg以下、日齢100日以上399日以下。

表17 初生牛価格の推移(北海道)

(単位：千円/頭、税抜)

区分/年次	H29	30	H31/R1	R2	3	4	5	1月	2月	3月	4月	5月
								6月	7月	8月	9月	10月
黒毛和種(雄)	523	503	480	365	459	402	354	348	365	387	403	413
								398	390	327	266	276
黒毛和種(雌)	445	436	419	322	385	324	267	265	295	297	293	314
								290	290	247	215	201
ホル(雄)	100	123	107	97	97	62	43	19	33	44	46	55
								64	53	35	28	44
交雑種・乳(雄)	265	267	269	170	168	126	86	68	88	94	98	103
								110	110	72	56	68
交雑種・乳(雌)	182	180	187	118	117	78	46	37	46	51	51	54
								57	58	38	29	36

資料：道畜産振興課調べ(道内11家畜市場の平均)

4 肉用牛の生産費

(1) 肥育牛

- 去勢若齢肥育牛（和牛）の令和3年度の生産費は、前年度に比べ、飼料費が増加した一方、もと畜費が減少、粗収益は増加しており、同年度の所得の赤字幅は縮小した。
- 交雑種肥育牛の令和元年度の生産費は、前々年度と比べ、もと畜費や飼料費、労働費が減少する一方、粗収益が伸びたことから、同年度の所得は赤字から黒字に転じた。
- 乳用雄肥育牛の令和3年度の生産費は、前年度と比べ、もと畜費は減少したが、飼料費が増加し、粗収益が減少したことから、同年度の所得の赤字幅は拡大した。

(2) 子牛、育成牛

- 子牛（肉用種）の令和3年度の生産費は、前年度と比べ、物材費が増加したが、粗収益も増加したことから、同年度の所得の黒字幅は拡大した。
- 交雑種育成牛の令和3年度の生産費は、前年度と比べ、もと畜費など物材費が減少し、粗収益は増加したことから、同年度の所得の黒字幅は拡大した。
- 乳用雄育成牛の令和3年度の生産費は、前年度と比べ、物材費はほぼ横ばいであったが、粗収益が増加したことから、同年度の所得の黒字幅は拡大した。

5 飼養形態別、経営形態別の戸数・頭数

- 肉専用種は、戸数では全体の約8割を占め、経営形態は、専業経営・複合経営ともに繁殖経営が中心となっている。
- 乳用種・交雑種は、専業経営が肥育中心、複合経営は哺育・育成が中心となっている。

表18 生産費(肥育牛1頭当たり)の推移(北海道)

(単位:千円)

区 分/年 度	去勢若齢肥育牛(和牛)			交雑種肥育牛			乳用雄肥育牛		
	R1	R2	R3	H29	30	R1	R1	R2	R3
物材費	1,228	1,251	1,279	742	-	733	492	515	535
もと畜費	766	772	739	374	-	364	258	263	250
飼料費	364	382	426	309	-	318	192	203	234
労働費	88	92	91	41	-	24	19	20	20
家族労働費 ①	85	89	88	36	-	21	15	15	16
費用合計 ②	1,317	1,344	1,370	783	-	757	511	535	555
支払利子・支払地代 ③	4	3	5	7	-	6	1	2	2
自己資本利子・自作地地代 ④	17	19	20	13	-	5	4	4	5
(収益性)									
粗収益 ⑤	1,212	1,099	1,242	579	-	787	489	485	475
生産費 ⑥=②+③-①	1,236	1,258	1,287	754	-	742	498	522	541
所得 ⑦=⑤-⑥	▲ 24	▲ 159	▲ 45	▲ 175	-	45	▲ 9	▲ 37	▲ 66

資料: 農林水産省「畜産物生産費」

※交雑種肥育牛のR2, R3は非公表。

表19 生産費(子牛・育成牛1頭当たり)の推移(北海道)

(単位:千円)

区 分/年 度	子牛(肉用種)			交雑種育成牛			乳用雄育成牛		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
物材費	501	477	539	364	355	303	238	235	241
種付料(子牛),もと畜費	21	23	22	250	229	162	143	131	124
飼料費	269	238	293	82	89	105	72	77	87
労働費	161	165	169	16	16	14	12	11	10
家族労働費 ①	152	156	160	14	13	11	12	10	9
費用合計 ②	661	642	708	380	371	317	251	246	251
支払利子・支払地代 ③	15	18	17	1	2	1	1	1	1
自己資本利子・自作地地代 ④	85	99	127	4	4	5	2	2	2
(収益性) ※子牛の収益性は繁殖雌牛1頭当たりのため上記と連動しない									
粗収益 ⑤	748	660	732	419	374	348	263	240	261
生産費 ⑥=②+③-①	536	510	565	368	360	307	240	237	242
所得 ⑦=⑤-⑥	212	150	167	51	14	41	23	3	19

資料: 農林水産省「畜産物生産費」

表20 飼養形態別、経営形態別戸数・頭数の推移(北海道)

(単位:戸、頭)

年・経営形態 / 区 分	肉専用種				乳用種・交雑種				合計	
	繁殖	肥育	一貫	計	哺育・育成	肥育	一貫	計		
3	専業(戸数)	739	59	84	882	90	147	25	262	1,144
	(頭数)	60,475	42,924	31,207	134,606	106,661	155,174	49,027	310,862	445,468
複合	(戸数)	1,123	45	62	1,230	276	78	21	375	1,605
	(頭数)	45,970	1,720	7,353	55,043	5,010	15,028	11,658	31,696	86,739
4	専業(戸数)	708	60	71	839	81	127	32	240	1,079
	(頭数)	63,602	50,429	30,381	144,412	98,694	136,796	59,163	294,653	439,065
複合	(戸数)	1,079	51	62	1,192	232	63	18	313	1,505
	(頭数)	48,810	2,942	8,125	59,877	7,494	14,657	10,067	32,218	92,095

資料: 道畜産振興課調べ(各年2月1日現在)

IV 肉用牛振興対策の実施状況

1 経営の安定対策

(1) 肉用子牛経営安定対策

① 肉用子牛補給金制度

○ 制度の概要

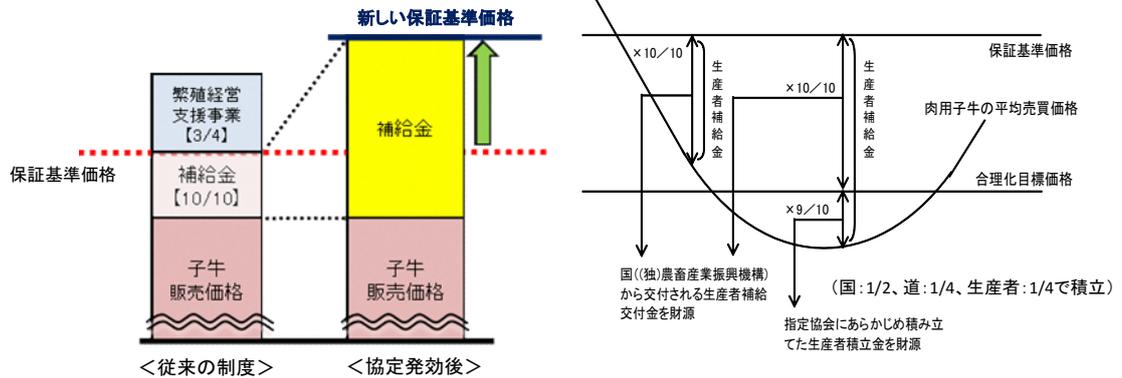
肉用子牛生産経営の安定を図るため、昭和46年度から行われていた価格安定事業を、平成3年度からの牛肉輸入自由化に対応し、平成2年度に法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度として制定され、子牛の平均売買価格が農林水産省が定める保証基準価格等を下回った場合、生産者に補給金を交付。道は生産者補給金の原資となる生産者積立金に対し助成。

平成30年12月30日のTPP11協定の発効に合わせて、保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに直すとともに、従来の肉用子牛生産者補給金制度（1階事業）と肉用牛繁殖経営支援事業（2階事業）について、肉用子牛生産者補給金制度に一本化された。

○ 制度の発動状況

- 「黒毛和種」は、平成13年のBSE発生の影響で同年10～12月期に発動。その後発動はなかったが、子牛価格の下落により令和5年7～9月期に21年ぶりの発動となった。
- 「褐毛和種」は、配合飼料費等の高騰により平成20年4～6月期以降、平成21年1～3月期を除いて、平成22年の4～6月期まで発動。その後発動なし。
- 「その他の肉専用種」は、配合飼料費等の高騰や原発事故の影響等により、平成21年10～12月期から平成24年10～12月期に発動。近年は、平成30年7～9月期、31年4～令和元年6月期以降2年4月～4年3月期まで連続して発動している。
- 「乳用種」は、配合飼料費等の高騰や原発事故の影響等により、平成25年4～6月期まで連続して発動。近年は令和4年7月～5年3月期まで連続して発動している。
- 「交雑種」は、配合飼料費等の高騰により、平成20年4～6月期から同年10～12月期まで発動。その後発動なし。

■ 肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



② 肉用牛繁殖経営支援事業（平成30年で終了）

○ 制度の概要

平成22年度からの新規事業で、肉用牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の3/4を補てん。

○ 制度の発動状況

- 「黒毛和種」は、平成22年7～9月期に発動。
- 「褐毛和種」は、平成22年4～6月期から24年4～6月期まで連続して発動。
- 「その他の肉専用種」は、平成22年4～6月期から25年7～9月期までと、26年7～9月期、29年7～9月期から30年1～3月期、同年7～9月期に発動。
- 本事業については、TPP11協定発効により、肉用子牛生産者補給金制度と一本化されたため、平成30年12月29日をもって事業終了。

表21 肉用子牛生産者補給金の交付状況(北海道)

(単位:頭、千円)

事業年度/区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種	合計
26 ~ 29	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	各年度、全区分で交付なし				
30	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	190 3,040	- -	- -	190 3,040
R1	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	433 16,798	- -	- -	433 16,798
2	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	190 14,286	- -	- -	190 14,286
3	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	588 13,348	- -	- -	588 13,348
4	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	493 4,043	53,343 1,335,874	- -	53,836 1,339,917
5	(1月~9月期)	交付頭数 交付金額	11,165 384,076	- -	25,205 400,760	- -	36,370 784,836

資料: (公社)北海道畜産物価格安定基金協会

注: 基金協会の交付対象期間は、1月~12月。

(参考) 交付金単価の推移

(単位:円)

年度・区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
R1	第1四半期 4月~6月	-	-	33,200	-	-
	第2四半期 7月~9月	-	-	56,600	-	-
	第3四半期 10月~12月	-	-	25,900	-	-
	第4四半期 1月~3月	-	-	75,190	-	-
2	第1四半期 4月~6月	-	-	-	-	-
	第2四半期 7月~9月	-	-	22,700	-	-
	第3四半期 10月~12月	-	-	-	-	-
	第4四半期 1月~3月	-	-	-	-	-
3	第1四半期 4月~6月	-	-	-	-	-
	第2四半期 7月~9月	-	-	8,200	-	-
	第3四半期 10月~12月	-	-	-	-	-
	第4四半期 1月~3月	-	-	-	-	-
4	第1四半期 4月~6月	-	-	-	-	-
	第2四半期 7月~9月	-	-	67,630	14,500	-
	第3四半期 10月~12月	-	-	-	36,600	-
	第4四半期 1月~3月	-	-	-	15,900	-
5	第1四半期 4月~6月	-	-	-	-	-
	第2四半期 7月~9月	34,400	-	-	-	-

注: 「その他肉専用種」(日本短角種等)について、令和2年度より算定期間が1年(4月~3月)とされた。

表22 肉用牛繁殖経営支援事業の交付状況(北海道)

(単位:頭、千円)

事業年度・区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	合計
H28	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	- -	- -
29	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	296 15,223	296 15,223
30	(1月~12月期)	交付頭数 交付金額	- -	298 14,981	298 14,981

資料: (公社)北海道畜産物価格安定基金協会

注1: 平成30年12月29日をもって事業終了。

注2: 基金協会の交付対象期間は、1月~12月。

③ 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（令和4年で終了）

○ 制度の概要

令和4年度6月から12月までの臨時事業で、同年5月における黒毛和種子牛価格の下落を受け措置。肉用牛生産者補給金制度を補完し、肉用子牛の品種区分毎の平均価格が発動基準価格（下表）を下回った場合に奨励金を交付。

品種区分	発動基準① (奨励金単価：1万円/頭)	発動基準② (奨励金単価：3万円/頭)
黒毛和種	60万円	57万円
褐毛和種	55万円	53万円
その他肉専用種	35万円	34万円
交雑種	30万円	29万円
乳用種	18万円	17万円

※ 黒毛和種は、ブロック別（北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック）の平均価格で発動を判断。

褐毛和種、その他肉専用種、交雑種、乳用種は、全国平均価格で発動を判断。

○ 制度の発動状況（北海道）

- ・ 「黒毛和種」は発動なし。
- ・ 「褐毛和種」は、令和4年9月から11月まで連続して発動。
- ・ 「その他の肉専用種」は、令和4年10月、12月に発動。
- ・ 「乳用種」は、令和4年8月から12月まで連続して発動。
- ・ 「交雑種」は発動なし。

④ 和子牛生産者臨時経営支援事業

○ 制度の概要

令和5年1月から12月までの臨時事業で、肉用牛生産者補給金制度を補完し、和子牛価格が発動基準価格を下回った場合に差額の3/4を補てん。また令和5年9月の事業拡充により、黒毛和種において肉用子牛生産者補給金が発動し、四半期ごとのブロック別平均価格が全国平均売買価格を下回った部分についても、その差額の3/4が補てんされる。

品種区分	発動基準
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他肉専用種	35万円

※ 黒毛和種は、ブロック別（北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック）の平均価格。褐毛和種、その他肉専用種は、全国平均価格。

黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間の平均価格。

○ 制度の発動状況（北海道）

- ・ 「黒毛和種」は、令和5年7月～9月期に発動。
- ・ 「褐毛和種」は、令和5年1～3月期から7～9月期まで連続して発動。

表23 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業の交付状況(北海道)

(単位:頭、千円)

事業年度/区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種	合計
R4	(6月～12月期) 交付頭数	-	28	55	28,853	-	28,936
	交付金額	-	700	1,650	865,590	-	867,940

資料: (公社)北海道畜産物価格安定基金協会

注: 基金協会の交付対象期間は、6月～12月。

(参考) 交付金単価の推移

(単位:円)

年度・区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
R4	第1四半期 6月	-	-	-	-	-
	7月	-	-	-	-	-
	第2四半期 8月	-	-	-	30,000	-
	9月	-	10,000	-	30,000	-
	10月	-	30,000	30,000	30,000	-
	第3四半期 11月	-	10,000	-	30,000	-
	12月	-	-	30,000	30,000	-

表24 和子牛生産者臨時経営支援事業の交付状況(北海道)

(単位:頭、千円)

事業年度/区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	合計
R5	(1月～9月期) 交付頭数	7,700	136	-	7,836
	交付金額	30,800	1,234	-	32,034

資料: (公社)北海道畜産物価格安定基金協会

注: 基金協会の交付対象期間は、1月～12月。

(参考) 交付金単価の推移

(単位:円)

年度・区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
R4	第4四半期 1月～3月	-	10,800	-
5	第1四半期 4月～6月	-	11,200	-
	第2四半期 7月～9月	4,000	5,000	-

(2) 肉用牛肥育経営安定対策

① 肉用牛肥育経営安定緊急対策事業の概要

肉用牛肥育経営の安定を図るため、平成元年度（元年1月～3月を含む）から「肉用牛肥育経営安定緊急対策事業」を実施。4段階発動の実施や地域事業の追加等、数回の制度拡充を経て、平成22年度からは「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）」を実施。

本事業では、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国（農畜産業振興機構）の補助により造成した基金（生産者：機構＝1：3）から、肥育牛1頭当たり平均粗収益が平均生産費を下回った場合、その差額分の9割を補てん（*）。

* 子牛の高騰により、収支が大幅に悪化することが見込まれる状況から、30年度の単年度措置として補てん率を8割から9割として実施。

② 肉用牛肥育経営安定交付金制度の概要

平成30年12月30日のTPP11協定発効により、畜産経営の安定に関する法律に基づく制度として、「肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）」を実施するとともに、旧来の買入・保管・売渡による市場介入・需給操作を行う「指定食肉価格安定制度」を廃止（近年発動実績が全くなし）。

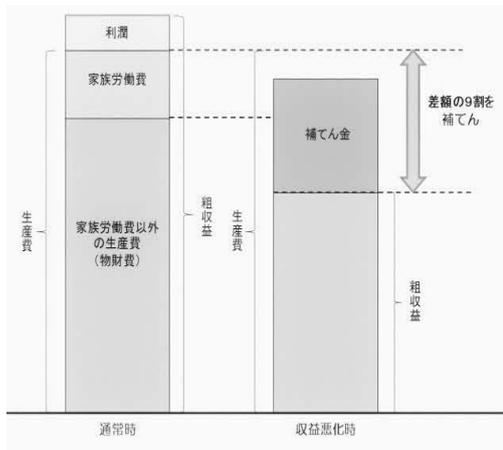
交付金制度では、月毎に、標準的販売価格（粗収益）が標準的生産費（生産コスト）を下回った場合に、その差額の9割を交付。交付金の1/4に相当する額は、肉用牛生産者の負担金による「積立金」から支払われ、残りの3/4に相当する額（国費）は、農畜産業振興機構から支払われる。肉専用種について、北海道では、交付金単価の地域算定を実施している。

③ 対策の発動状況

- 平成16年1～3月期以降、19年1～3月期までは枝肉価格が堅調に推移し、発動がなかった。
- 肉専用種は、20年1～3月期から22年7～9月期まで配合飼料等の高騰により発動し、23年4～6月期から24年11月期まで原発事故の影響等により枝肉価格が低下したことにより発動。25年1月期及び26年6月期から8月期には、配合飼料や素牛価格等の高騰により発動。近年では、30年1月期に発動し、その後同年5月期から9月期まで発動した。
法制化後の交付金制度では、31年1月期から令和3年9月期にかけて、ほぼ連続して発動した。
なお、令和2年5月期～3年3月期は、積立金不足により国費分のみ（3/4相当額）のみの支払いとなった。その後、令和4年7月～5年9月期まで連続して発動している。
- 交雑種は、枝肉価格の低迷や配合飼料や素牛価格等の高騰により、平成19年7～9月期から27年2月期に発動し、同年6月期、7月期、9月期と断続的に発動。その後発動はなかったが、近年の出荷牛は導入時素畜費が高かったことから、28年11月期、29年2月期より30年10月期まで発動。
交付金制度では、元年10月期から令和2年3月期にかけて連続して発動し、その後は5年9月期まで断続的に発動している。
- 乳用種は、枝肉価格の低迷や配合飼料や素牛価格等の高騰により、平成19年4～6月期から27年6月期までと、28年1～3月期に発動。近年は、出荷牛は導入時素畜費が高かったことから、28年7月期以降、交付金制度に移行後も、引き続き令和5年8月期まで連続して発動していたが、9月期において7年3ヶ月ぶりに発動がなかった。

■ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の仕組

（～平成30年12月29日）



■ 肉用牛肥育経営安定交付金制度の仕組

（平成30年12月30日～）

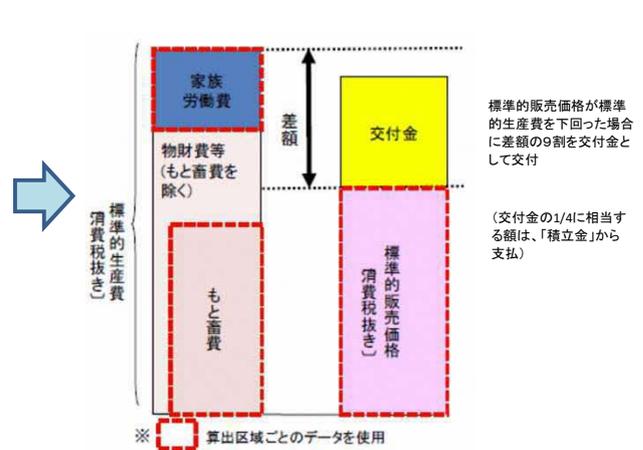


表25 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の交付状況(北海道)

(単位: 頭、千円)

年 度・区 分		肉専用種	交雑種	乳用種	合 計	
H 2 8	(4月～3月期)	交付頭数	-	10,461	85,763	96,224
		交付金額	-	253,376	4,352,665	4,606,041
H 2 9	(4月～3月期)	交付頭数	1,688	46,527	112,426	160,641
		交付金額	3,207	2,717,601	4,010,851	6,731,659
H 3 0	(4月～12月期)	交付頭数	10,778	29,825	83,097	123,700
		交付金額	226,380	1,588,227	2,570,017	4,384,624

表26 肉用牛肥育経営安定交付金制度の交付状況(北海道)

年 度・区 分		肉専用種	交雑種	乳用種	合 計	
R 1	(4月～3月期)	交付頭数(頭)	21,953	16,105	105,256	143,314
		交付金額(千円)	1,204,303	555,769	4,427,807	6,187,878
		平均単価(円/頭)	54,858	34,509	42,067	43,177
2	(4月～3月期)	交付頭数(頭)	31,272	47,596	113,522	192,390
		交付金額(千円)	4,658,635	5,512,702	4,624,187	14,795,524
		平均単価(円/頭)	148,971	115,823	40,734	76,904
3	(4月～3月期)	交付頭数(頭)	17,081	29,834	100,930	147,845
		交付金額(千円)	529,109	1,148,132	3,629,318	5,306,559
		平均単価(円/頭)	30,976	38,484	35,959	35,893
4	(4月～3月期)	交付頭数(頭)	22,624	45,681	93,421	161,726
		交付金額(千円)	1,611,535	1,032,960	4,077,988	6,722,483
		平均単価(円/頭)	71,231	22,612	43,652	41,567

(参考) 交付金単価の推移〔北海道〕

(単位: 円)

年 度・販売月		肉専用種 (北海道)	交雑種 (全国一律)	乳用種 (全国一律)
3	4月販売分	-	-	35,362.8
	5月販売分	18,814.5	-	21,505.5
	6月販売分	34,965.0	26,485.2	29,786.4
	7月販売分	3,860.1	40,140.9	33,510.6
	8月販売分	65,304.0	61,515.0	29,024.1
	9月販売分	31,313.7	20,589.3	35,327.7
	10月販売分	-	17,713.8	22,146.3
	11月販売分	-	-	33,033.6
	12月販売分	-	-	40,420.8
	1月販売分	-	-	50,295.6
	2月販売分	-	12,519.9	51,054.3
	3月販売分	-	-	50,246.1
4	4月販売分	-	-	39,903.3
	5月販売分	-	-	42,264.9
	6月販売分	-	30,939.3	43,892.1
	7月販売分	6,802.2	34,163.1	38,371.5
	8月販売分	75,892.5	43,261.2	44,452.8
	9月販売分	49,522.5	21,557.7	40,458.6
	10月販売分	57,654.9	10,291.5	43,010.1
	11月販売分	53,398.8	1,765.8	36,964.8
	12月販売分	52,936.2	-	49,166.1
	1月販売分	105,317.1	12,947.4	43,470.9
	2月販売分	127,548.0	46,034.1	45,992.7
	3月販売分	125,613.0	10,440.0	56,792.7
5	4月販売分	50,758.2	-	45,047.7
	5月販売分	122,208.3	13,933.8	45,099.0
	6月販売分	117,325.8	45,225.0	32,263.2
	7月販売分	128,943.9	45,701.1	37,302.3
	8月販売分	182,513.7	56,643.3	32,547.6
9月販売分	157,528.8	53,065.8	-	

資料: (一社) 北海道酪農畜産協会

2 肉用牛の改良増殖（北海道）

- 「北海道和牛生産戦略会議」において、北海道和牛生産推進プラン・北海道和牛生産改良プランを策定し、和牛の振興を図っている。

本道の繁殖雌牛の遺伝的資質の高位平準化を図るため、「北海道和牛産地高度化促進事業」（H19～26）を展開し、遺伝的能力や種牛性等に優れた繁殖雌牛の利活用（高能力繁殖雌牛の利活用対策）や育種価判明率の向上等、肥育の取り組みの推進（育種価評価判明率向上対策）、新規種雄牛の効率的な活用支援（新規種雄牛早期交配推進対策）など、生産者と関係機関・団体が一体となって推進が図られてきた。

平成27年からは、「北海道和牛生産基盤振興事業」により、道産種雄牛を活用した和牛生産の基盤強化や、飼養管理技術の向上など、地域における和牛生産改良組合の生産組織の活動を強化するとともに、自給飼料を活用した和牛生産支援、道内肥育頭数の増加などに取り組み、高能力繁殖雌牛の活用推進及び新規種雄牛早期交配推進対策を引き続き実施した。

平成30年度からは、北海道和牛生産基盤振興事業を拡充し、新たな選抜方法を活用し、北海道産優良種雄牛由来の繁殖雌牛から、さらに能力の高い繁殖雌牛群の選抜・造成に取り組む地域の活動を支援するとともに「勝早桜5」などの後継候補種雄牛の生産など育種改良推進の取組を強化し、和牛生産基盤の維持・拡大と北海道の特色を活かした和牛生産が推進されてきた。

また、「肉用牛枝肉情報全国データベース」の活用により、効率的な改良に努め、地域内優良繁殖雌牛群の造成を進め、本道と牛の一層の資質の向上と生産拡大を推進。

種雄牛造成は、「北海道種雄牛造成検討委員会」において、種雄牛造成の協議・検討を行い、北海道の改良に必要な基幹種雄牛の造成を進めている。

- 令和9年には、和牛のオリンピックとも称される「全国和牛能力共進会（全共）」が本道で初めて開催されることが決定。北海道が質・量ともに全国有数の和牛産地となるよう、北海道和牛生産戦略会議では、令和3年7月に、関係者共通の指針となる「北海道和牛振興戦略プラン」を策定し、「人づくり」、「牛づくり」、「ブランドづくり」の3つの柱を決定し、取組を推進することとしている。

3 格付結果（北海道）

- 黒毛和種（去勢）の格付は、A5、A4クラスが中心で、AB4等級以上の割合は上昇傾向にあり、令和4年度では、92%となっている。
- 交雑種（去勢）は、B3、B2クラスが中心。AB4等級以上の割合が上昇傾向にあり、令和4年度は20%となっている。
- 乳用種（去勢）は、B2、C2クラスで大半を占めており、B2B3等級の割合は、平成18年以降減少傾向で推移している。

表27 育種価判明雌牛頭数及び判明率の推移（北海道）

(単位：頭、%)

年次	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
頭数	33,605	37,587	44,380	50,994	51,152	53,143	52,278	51,545	37,130	36,920	36,515
判明率	34.8	38.9	47.0	64.3	66.9	70.0	68.5	66.1	48.1	46.3	45.7

資料：全国和牛登録協会「アニュアルレポート」、会誌「和牛」

表28 令和4年の枝肉格付結果の構成割合（北海道）

(単位：頭、%)

区分	調査頭数	A					B					C					
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
黒毛和種去勢	15,073	62.3	27.7	7.0	0.8	-	0.4	1.0	0.6	0.2	-	0.0	-	-	-	-	-
交雑種去勢	29,481	0.6	3.9	3.5	1.2	-	0.7	14.8	37.4	24.1	0.0	0.0	1.3	6.1	6.4	0.0	
乳用種去勢	87,686	-	-	0.0	0.1	0.0	-	0.0	1.5	59.0	0.1	-	0.0	0.9	38.2	0.2	

資料：公益社団法人 日本食肉格付協会「牛枝肉格付 出荷県別格付結果情報」

表29 品種別枝肉格付割合の推移

(単位：%)

区分・年次		H26	27	28	29	30	H31/R1	R2	3	4	
黒毛和種（去勢）	全国	A-5	27.6	32.4	35.3	38.8	41.8	47.3	51.0	54.7	61.2
		A-4	42.0	42.0	41.6	40.3	38.8	36.1	34.4	32.8	28.5
		B-5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
		B-4	2.4	2.5	2.3	2.2	2.2	2.1	1.8	1.5	1.3
		A B 4 等級以上	72.4	77.4	79.7	81.8	83.4	86.1	87.8	89.5	91.5
	対前年比	109%	107%	103%	103%	102%	103%	102%	102%	102%	
	北海道	A-5	19.0	24.6	28.3	32.5	35.8	42.9	46.2	51.5	62.3
		A-4	46.0	46.2	44.8	43.9	42.9	39.9	37.5	34.6	27.7
		B-5	0.1	0.2	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
		B-4	1.6	1.5	2.0	1.4	1.6	1.6	1.5	1.3	1.0
A B 4 等級以上		66.7	72.5	75.5	78.1	80.7	84.8	85.7	87.9	91.4	
対前年比	105%	109%	104%	103%	103%	105%	101%	103%	104%		
交雑種（去勢）	全国	A-5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9
		A-4	2.6	2.6	2.9	3.5	3.4	3.9	4.2	4.6	4.6
		B-5	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7	0.7	0.9
		B-4	9.4	10.3	11.0	12.1	12.3	13.7	14.3	14.9	15.8
		A B 4 等級以上	12.5	13.5	14.5	16.4	16.5	18.6	19.8	20.9	22.2
	対前年比	119%	108%	107%	113%	101%	113%	106%	106%	106%	
	北海道	B-3	36.6	37.8	38.3	38.4	38.5	38.4	38.4	37.3	36.3
		B-2	32.2	29.6	27.1	25.2	24.6	22.0	20.7	21.5	20.2
		A-5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.6
		A-4	2.2	2.0	2.4	2.8	3.0	3.4	4.1	3.5	3.9
B-5		0.2	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.7	
B-4	9.4	9.4	10.5	11.1	12.0	13.0	12.7	11.8	14.8		
A B 4 等級以上	12.0	11.7	13.3	14.4	15.5	16.9	17.4	15.9	20.0		
対前年比	138%	98%	114%	108%	108%	109%	103%	91%	126%		
乳用種（去勢）	全国	B-3	40.1	39.7	42.7	40.9	40.1	40.1	41.5	38.6	37.4
		B-2	36.6	34.4	29.2	27.9	26.7	24.1	23.2	27.0	24.1
		B-1	2.2	1.9	1.8	1.7	1.8	1.6	1.9	1.5	1.6
	B-2	61.9	64.3	62.3	59.9	58.9	54.7	54.0	52.5	53.5	
	B 2 B 3 等級	64.1	66.2	64.1	61.6	60.7	56.3	55.9	54.0	55.1	
	対前年比	102%	103%	97%	96%	99%	93%	99%	97%	102%	
	北海道	C-2	33.8	32.0	34.3	36.7	37.6	42.0	42.3	44.4	43.2
		B-3	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.2	1.5	1.5
B-2		71.3	72.2	70.4	68.0	66.2	62.4	61.0	59.7	59.0	
B 2 B 3 等級	73.3	74.1	72.1	69.8	68.2	64.3	63.2	61.2	60.5		
対前年比	103%	101%	97%	97%	98%	94%	98%	97%	99%		
C-2	25.0	24.5	26.6	28.9	30.4	34.5	35.4	37.7	38.2		

資料：公益社団法人 日本食肉格付協会「牛枝肉格付 出荷県別格付結果情報」

V 経営展望と施策の展開方向

1 国の近代化方針

- 国は、今後10年間で、酪農及び肉用牛生産の成長産業化の道筋を確固たるものとするため、「海外市場も含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」を進めるとともに、「次世代に継承できる持続的な生産基盤を創造」することで、国内の高い畜産物需要に対応した国産畜産物の供給の実現、戦略的な輸出による積極的な海外市場の獲得、産業としての持続的な発展を目指す指針として、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を令和2年3月に策定。

2 北海道酪農・肉用牛生産近代化計画

- 道は、令和3年3月、本道の酪農及び肉用牛生産の現状と課題について認識を共有した上で、関係者が一丸となって取り組むべき施策や対応方針を明らかにし、生乳の生産数量や乳牛・肉用牛の飼養頭数などの目標を定めるものとして、令和12年度を目標年度とする第8次「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定。
- 「第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」のポイント
本計画では、前回の計画において目標として掲げ、取り組んできた「生産基盤の強化」と「収益力の向上」を基本としつつ、本道の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係業界が連携し「生産体制の強化」や「需要の創出」を進めることで、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指すこととしている。
 - (1) 経営体質の強化～外的要因にも影響されにくい経営～
 - ◇ 生産基盤の強化と収益力の向上
 - ◇ 地域連携（労働負担の軽減、多様な人材の育成・確保）
 - ◇ 持続的発展（飼料基盤のフル活用、畜産環境対策及び家畜衛生対策の充実・強化）
 - (2) 生産体制の強化～生産・製造・販売が一体となった生産～
 - ◇ 生乳の安定的な生産、災害等に強い酪農・畜産の確立
 - (3) 需要の創出～出口を見据えた生産～
 - ◇ 食の安全と消費者の信頼確保、ブランド力の向上、輸出の推進
- 肉用牛の飼養頭数等の目標は、経産牛の飼養頭数の増加や性判別精液の利用率等の動向を踏まえつつ、生産性の高い大規模な専業経営や耕種、酪農等との複合経営の育成、一貫経営への移行や哺育・育成センターの導入などによる地域で繁殖・育成を集約化する体制構築の整備、肥育技術の普及等による道内肥育頭数の拡大のほか、受精卵移植などの活用による乳牛からの黒毛和種生産及び繁殖雌牛の増頭、黒毛和種精液を活用した乳牛からの交雑種の生産等を見込み、飼養頭数の目標を55万2,000頭、飼養戸数の目標を2,400戸に設定。

(参考) 食肉関係行政価格

表30 指定食肉安定価格(牛肉)

(単位:円/kg)

区分・年度	H13～19	20 (当初)	20 (期中改定)	21～24	25	26	27	28	29	30
安定上位価格	1,010	1,025	1,060	1,060	1,070	1,105	1,125	1,155	1,215	1,255
安定基準価格	780	790	815	815	825	850	865	890	925	925

注1: 20年度の改定後の価格は、平成20年7月1日～平成21年3月31日までの適用。

注2: 指定食肉の価格安定制度は、平成30年12月30日のTPP11協定発効に伴い廃止。

表31 保証基準価格及び合理化目標価格

(単位:千円/頭、税込)

年度・区分	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種		肉専用種以外の品種		乳用種		交雑種	
	保証 基準価格	合理化 目標価格										
H11	304	267	280	246	200	141	156	111	-	-	-	-
12～15	304	267	280	246	200	141	-	-	131	80	175	135
16	304	267	280	246	200	141	-	-	129	80	175	135
17～19	304	267	208	247	200	141	-	-	110	80	175	135
20(当初)	305	268	281	247	201	142	-	-	113	83	178	138
20(7/1～)	310	268	285	247	204	142	-	-	116	83	181	138
21～24	310	268	285	247	204	142	-	-	116	83	181	138
25	320	273	292	251	209	144	-	-	122	86	188	142
26	329	275	300	253	215	145	-	-	128	87	195	143
27	332	277	303	255	217	147	-	-	130	88	199	144
28	337	280	307	257	220	149	-	-	133	90	205	147
29	339	282	309	259	221	150	-	-	136	93	210	152
30(当初)	341	284	311	261	222	151	-	-	141	98	216	158
30(12/30～)	531	421	489	388	314	249	-	-	161	108	269	212
R1(当初)	531	421	489	388	314	249	-	-	161	108	269	212
R1(10/1～)	541	429	498	395	320	253	-	-	164	110	274	216
2～4	541	429	498	395	320	253	-	-	164	110	274	216
5	556	439	507	400	325	256	-	-	164	110	274	216

資料: 農林水産省「畜産物価格」

注1: 平成30年12月30日の期中改定は、TPP11協定発効により、肉用牛繁殖経営支援事業との一本化に伴うもの。

注2: 令和元年10月1日の期中改定は、消費税引き上げに伴うもの。

表32 「第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」の目標値(令和3年3月策定)

区分・年度	平成30年度	令和12年度
肉用牛飼養頭数	512,800頭	552,000頭
うち肉専用種	188,700頭	198,700頭
うち乳用種 及び交雑種	324,100頭	353,300頭
飼養農家戸数	2,536戸	2,400戸